

東社労第19号
平成27年4月14日

支部長 各位

東京都社会保険労務士会
会長 大野 実
(公印省略)

「職場のメンタルヘルス」セミナー 広報について (依頼)

陽春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業運営に対し、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会では、社会貢献活動の一環として、平成27年5月をメンタルヘルス対策推進月間と位置付け、来る平成27年5月19日に無料セミナー「職場のメンタルヘルス ストレスチェック実施にあたって」を実施することといたしました。

つきましては、本趣旨にご理解いただき、広くご紹介いただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

東京都社会保険労務士会 「メンタルヘルス《対策》推進月間」セミナーご案内

職場のメンタルヘルス ストレスチェック実施にあたって

～平成27年12月法改正により社員50人以上の事業所は義務化～

今年12月より法改正により社員が50人以上の事業所は社員のストレスチェックを実施しなければなりません。

実施するにあたり注意すべきポイントや実施後の対応策、また事業主様が対応に苦慮されているメンタルヘルスに関する労務問題等を、実務に精通している社労士がわかりやすく解説します。なお、セミナー終了後、個別相談を開催いたします。

《対象》 企業の経営者および人事・労務担当者

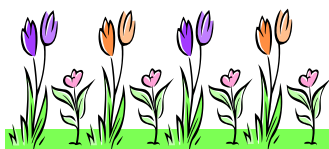
講 師：特定社会保険労務士 精神保健福祉士 長部ひろみ氏
シニア産業カウンセラー

日 時：平成27年5月19日（火曜日）
セミナー：午後2時 ～ 午後3時
個別相談《会》（要事前予約）：午後3時 ～ 午後3時30分
（受付は午後1時30分より開始します）

場 所：東京都社会保険労務士会 研修室
東京都千代田区神田駿河台4-6
御茶ノ水ソラシティ アカデミア4階（定員100名）
（JR中央・総武線 御茶ノ水駅 徒歩1分）
（東京メトロ 新御茶ノ水駅 千代田線 聖橋方面改札直結）

参加費：無料

主催：東京都社会保険労務士会 社会貢献委員会



★ストレスチェックとは何を実施したらいいの？

★必要な項目は？費用は？ストレス強の社員への対応は？

★実施したアンケート等はどう保管すればいいの？

★メンタルヘルス問題に関する最新の状況を知りたい。

申込締切：平成27年4月30日（木）

参加は裏面のお申込用紙で！

申込先：東京都社会保険労務士会事務局 社会貢献委員会担当

FAX：03-5289-8820

職場のメンタルヘルス ストレスチェックセミナーと個別相談

《参加申込書》

フリガナ		フリガナ	
氏名		会社名	
連絡先	〒 _____ TEL: () _____ FAX: () _____ E-mail _____		
個別相談 (事前予約制)	※個別相談は、企業の経営者および人事・労務担当者に限ります。 <ご相談内容> ○を付けてください ①制度全般について ②費用等について ③その他 (_____) ・希望する ・希望しない		

【申込先】 東京都社会保険労務士会 事務局 社会貢献委員会担当 行

FAX 03-5289-8820

※申込みはFAXにてお願いします。定員になり次第、締め切らせていただきます。なお、締め切り後に申し込まれた方につきましては、こちらからご連絡いたします。

また、頂いた情報は今回のイベント以外では一切使用いたしません。

※申込締切り 平成27年4月30日(木)

